

## 「鶴岡食文化ロゴ」ステッカー販売要領

### 1. 目的

鶴岡食文化創造都市推進協議会（以下「協議会」という。）が制作する「鶴岡食文化ロゴ」ステッカー（以下「ステッカー」という。）を市内事業者に販売することにより、鶴岡食文化ロゴの活用を促し、ユネスコ食文化創造都市・鶴岡の周知と発信に寄与することを目的とする。

### 2. ステッカーの種類

- (1) 背景白 サイズ小 19mm×35mm
- (2) 背景白 サイズ大 30mm×55mm
- (3) 背景透明 サイズ小 19mm×35mm
- (4) 背景透明 サイズ大 30mm×55mm

### 3. 対象事業者

市内事業者

### 4. 販売価格

- サイズ小（背景白・透明） 50 円
- サイズ大（背景白・透明） 100 円

### 5. 販売数上限

1 シート（ステッカー10 枚）から販売することとし、1 事業者 10 シートを上限とする。

### 6. ステッカー使用方法及び条件

ステッカーを購入し、使用しようとする者は「鶴岡食文化ロゴ使用管理要綱」の規定に従うものとする。同要綱第 4 項により、協議会に対し「鶴岡食文化ロゴ使用承認申請書」を提出し、承認を得なければならない。